

大倉佳子税理士事務所 NewsLetter 春号

企業の思い切った事業再構築を支援する 事業再構築補助金

<事業再構築促進補助金とは？>

2020年第三回補正予算にて、中小企業向けの補助金として新たに設立される予定の制度であり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って事業モデルの転換や感染防止に取り組む中小企業に対して、転換にかかる費用の3分の2を補助し、1社当たり100万～1億円を給付する補助金です。

補助対象要件

- 申請前の直近6ヶ月間のうち、売上高が低い3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 自社の強みや経営資源(ヒト/モノ等)を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業。

補助金額・補助率

予算規模 1兆1,485億円！

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠) ^{※1}	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業(通常)	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠) ^{※2}	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1.中小企業(卒業枠):(限定400社)

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠となります。

※2.中堅企業(グローバルV字回復枠):(限定100社)以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6ヶ月間のうち売上高の低い3ヶ月の合計売上高がコロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。

②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

小売業

衣料販売を営んでいたところ
コロナの影響で客足が減り、売上が減少



店舗での営業縮小ネット販売事業や
サブスクサービス事業に業態を転換

製造業

航空部品を製造していたところ、
コロナの影響で需要が減少



当該事業の圧縮・関連設備の廃業等を行
いロボット関係部品・医療機器部品の
事業を新規立ち上げ。

飲食業

レストラン経営をしていたところ
コロナの影響で客足減り、売上が減少



店舗での営業を廃止。オンライン専用の
注文サービスを新たに開始し、宅配や持
ち帰りの需要に対応。



大倉佳子税理士事務所(経営革新等支援機関)

TEL:04-2924-0790 FAX:04-2924-0838

〒359-1142 埼玉県所沢市上新井5-33-15

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達
- など